

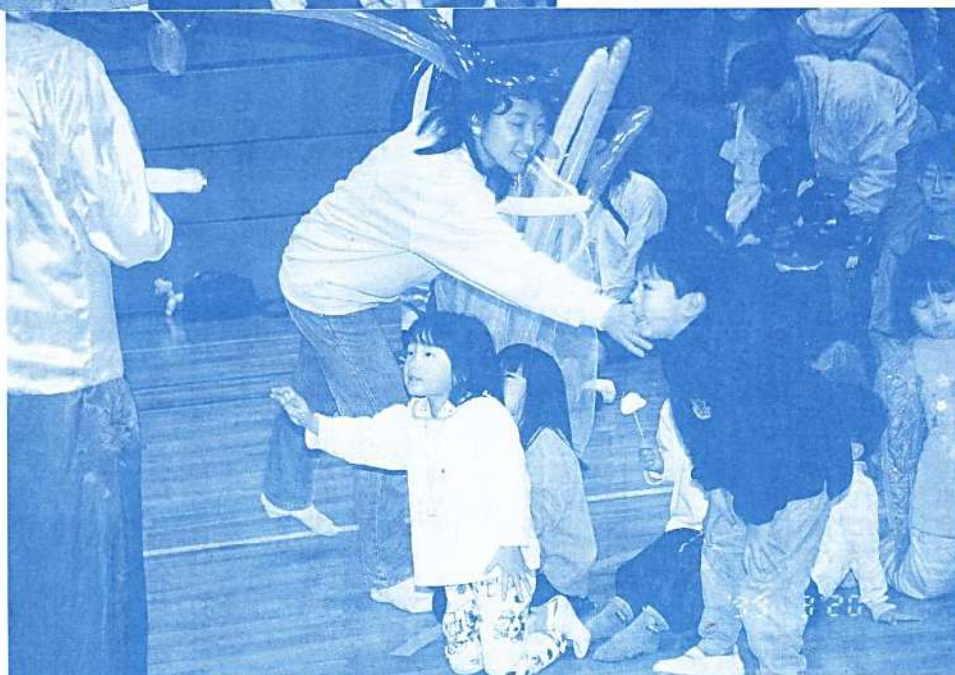
レクリエーション かながわ

スコール

(S C O L E)

発行日 平成11年4月20日
 発行 神奈川県レクリエーション協会
 編集 広報・情報委員会
 事務局 〒221-0855
 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1
 神奈川県スポーツ会館内
 電話 (045) 320-2430
 FAX (045) 320-0640

かながわレクリエーションネットワークをサポートする



3月の理事会（総会）において、規約が改正されました。

神奈川県レクリエーション協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、神奈川県レクリエーション協会（以下県レク協会という）と称する。

(事務所)

第2条 この協会の事務所を、横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館内に置く。

(目的)

第3条 この協会は、レクリエーション活動の普及振興を図り、県民の健康で明るい豊かな生活の形成と青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) レクリエーション活動の普及・奨励
- (2) レクリエーションに関する大会等の開催
- (3) レクリエーションに関する指導者の養成・研修・資格検定・登録
- (4) レクリエーション活動に関する組織の育成・強化
- (5) レクリエーションに関する調査研究・啓発・宣伝

査研究・啓発・宣伝

- (6) レクリエーションに関する関係諸団体との連絡・調整・協力
- (7) レクリエーション活動をとおしての青少年の健全育成活動
- (8) その他この協会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この協会の会員は、正会員・日レク公認指導者会員・賛助会員および名誉会員とする。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同する団体および個人
- (2) 日レク公認指導者会員
- (3) 賛助会員 この協会の事業に賛同し、年会費を納入した団体および個人
- (4) 名誉会員 この協会に特に功労のあつた個人で総会において承認されたもの

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 本会の会員は、次に定める会費を納めなければならない。

- | | | | |
|---------|------|----|--------|
| (1) 正会員 | 団体会員 | 年額 | 10000円 |
| | 個人会員 | 年額 | 5000円 |

(2) 日レク公認指導者会員

年額 2000円

(3) 援助会員

団体会員 年額 10000円
個人会員 年額 3000円

(4) 名誉会員

徴収しないものとする

前項(2)に該当するものは、毎年度(財)日本レクリエーション協会を経て会費を納入する。ただし、正会員として入会する場合は、差額3000円を県レク協会へ納入するものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 禁治産者又は準禁治産者になつたとき
- (3) 死亡し、失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、総会の議決により除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 会員としてふさわしくない行為をしたとき

(2) 会費の納入を2年以上怠ったとき

(3) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為をしたとき

第3章 役員

第11条 この協会に次の役員をおく

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 理事長 1名
 - (4) 副理事長 1名または2名
 - (5) 理事(会長、副会長、理事長、副理事長を含む) 30名以内とする
 - (6) 監事 2名
- 2 理事の選出基準については、役員選考委員会を設置する。
- 3 役員選考委員会規程は別に定める。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会でこれを選任し、会長、副会長、理事長、副理事長は理事の互選とする

(役員職務)

第13条 会長は、この協会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代行する。

3 理事長は、理事会の議決に基づ

き通常の会務を掌理し、会長および副会長事故ある時は、その職務を代理し、またその職務を行う。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはあらかじめ定められた順序によりその職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

6 監事は、この協会の業務および財産を監査する。
(兼務の禁止)

第14条 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)
第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は前任者(又は現任者)の残任期間とする。

2 役員は再任されることができ、
3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行わなければならない。

(役員解任)
第16条 役員が、役員としてふさわしくない行為をしたときは、総会の議決により、これを解任することができる。

2 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められたとき。
(顧問および参与)

第17条 この協会に顧問・相談役お

よび参与をおくことができる。

2 顧問・相談役および参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4章 会議

(種別)

第18条 この協会の会議は、総会、理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は正会員をもって、理事会は理事をもって構成する。
(議決事項)

第20条 総会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他本協会の運営に関する重要事項

2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会において議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他会務の執行に関する事

(開催)
第21条 通常総会は、正会員をもって、年2回開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は正会員の5分の1以上もしくは、監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

きに開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第22条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集する場合は、構成員に対して会議の目的たる事項および場所日時を記載した書面をもって少なくとも7日前以前に通知する。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席者の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)
第26条 やむを得ない理由のため、

会議に出席できない正会員、理事はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は正会員、理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規程の適用については、会議に出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 会員または理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数または理事の氏名(書面表決および委任者を含む)
- (4) 議事の経過の概要とその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事

(委員会の設置)
第28条 この協会の事業の円滑な運営を期する為、理事会の議決を経て、委員会をおくことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関する規程は別に定める。

(加盟団体代表者会議の設置)
第29条 この協会の事業を推進するために、加盟団体代表者会議を設置し、事業の周知および連絡調整をはかる機関とする。

2 代表者会議に関する規程は別に定める。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 この協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初に記載された財産目録の財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第31条 この協会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第32条 この協会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算および決算)

第33条 この協会の収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、総会の議決により定めなければならない。

2 決算は、会計年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経て、総会の承諾を得なければならない。
(会計年度)

第34条 この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ、変更することはできない。

第7章 事務局

(事務局)

第36条 この協会の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局には、事務局長および職員(臨時も含む)若干名をおくことができる。
- 3 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。

第8章 補則

(委任)

第37条 この規約に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

付 則

1 この規約は、昭和32年10月22日施行

- 2 昭和50年3月31日 旧規約廃止
- 3 昭和50年4月1日 施行
- 4 昭和52年3月25日 一部改正施行
- 5 昭和52年6月4日 一部改正施行
- 6 昭和54年9月8日 一部改正施行
- 7 平成6年5月28日 一部改正施行
- 8 平成10年3月28日 一部改正施行
- 9 平成11年4月1日 一部改正施行

平成11年度各委員会の具体的な課題と具体的な活動計画

【総務委員会】

法人化への具体的な検討。

【財務委員会】

賛助会員募集についての募集要項及び協力依頼。

【企画委員会】

一般県民のニーズの捉え方についての検討。

【広報・情報委員会】

県内地域記者の協力依頼と県内各地の情報収集。

【指導者養成委員会】

県レクリエーション協会と市町村レクリエーション協会との連携の検討。

【研修委員会】

(財)日本レクリエーション協会公認指導者を対象にしたフォローアップ研修の実施。

【サポート委員会】

県西・県北地域協会発足への具体的なアプローチ。



【平成11年度】会議予定

【総会・理事会】

- ① 平成11年6月5日(土)
- ② 平成11年8月下旬
- ③ 平成11年11月下旬
- ④ 平成12年3月中旬

【課程認定校等連絡会議】

- ① 平成11年7月17日(土)
- ② 平成12年2月下旬

【事務局担当者会議】

- ① 平成11年4月24日(土)
- ② 平成12年12月11日(土)

【委員長会議】

- ① 平成11年4月9日(金)
- ② 平成11年6月21日(月)
- ③ 平成11年9月9日(木)
- ④ 平成11年12月1日(水)
- ⑤ 平成12年1月18日(火)
- ⑥ 平成12年3月6日(月)

【各委員会】

月一回予定

【新春のつどい】

平成12年1月28日(土)

「ナイスショット」、お、「ホー
ルインワン」だとあちらこちらで大
きな声がり、喜々としてプレイを楽
しんでいる。グラウンド・ゴルフは
体のみでなく心の健康にも良い高齢
者向きのスポーツであると思う。

全国大会、関東大会等に参加し成
績は今一歩であるが大いに楽しんで
いる。簡単ですぐ出来る反面奥行き
がありチャレンジの気を起す。
一人でも多くの県民の皆さんがプ
レイを楽しむことを希望すると
共に、グラウンド・ゴルフに出
会ったことを仲間共々感謝して
いる。

神奈川県G・G協会

壁谷 利之

レクとの出逢いは昭和四十三年、御殿場青年の家での寒い講習会でした。指導者は若かりし頃の吉田先生でした。ころげろ程面白く楽しかったのがわたしにとって、目からうろこ、よき



の感でした。それまでまじめに踊り一筋で過していました。民踊も楽しく踊ることも知る様になりました。TBGで小さなボールを追いかける楽しさを知ったのも、大勢の方々と知り合い、それがいろいろのお話を聞き、人生の大きな宝物となりました。

神奈川県民踊連盟 飛田加奈子

私とレクとの出会い

私が、レクリエーション活動の重要さを本当に理解したのは、児童館の指導員の仕事をしていたときでした。集まって来る多くの子供達が楽しく過ごし、仲間づくりをするためには、また、高齢者のためのレク活動や福祉レクの活動をより深く理解するためには、インストラクターの資格を取ることが必要と考え、養成講座の受講を決めました。講習の中で、多くの先生方や仲間とめぐりあうことによって、資質を向上することができ、今、市レク協会でニュースポーツの普及・発展に努めています。

相模原市レク協会 乃美寿美子

私とレクとの出会いは職場である病院内です。私は精神科の看護婦として働いております。病気にいろいろありますが、心の病は一見何でもないようにみえて、深刻、且つ奥深く複雑です。閉鎖的な環境の中で、患者さんにレクを通して、心のゆとりや楽しみを如何にして見い出せるか努力しております。レクの勉強の為に県レクスクールに通ったり、日レクのグループ・レクワーク等に行ったりしました。皆さん、私と一緒に病院レクをしてみませんか？ 精神疾患の方の社会復帰の手伝いをしてみませんか。

福祉レク 若槻 純代

よろこびを広げよう！—横浜市—



よこはまシティウォーク（出発前）

10年度を節目に、レク協運営組織の充実と時代に即した木目の細かい活動の展開を目指すこととした。具体的な活動を2、3紹介しますと、市内近郊を歩き再発見の遭遇もある「健康づくりハイキングシリーズ」(年間3本)は応募者の増にうれしい悲鳴をあげている状況です。ウォーキング愛好者へのニーズに応えることが課題となっています。マリンスポーツの体験として「ヨットビギナーズスクー



ヨットビギナーズスクール

ル」を実施し3年目となった。一般的とは言えない種目を身近に感じていただくことで好評を得ています。地域レクの振興を命題とした「レクリエーションよこはまフェスタ」も3年目となり協会挙げての祭典として定着してきた。今後各区と順次ジョイントできることを期待しています。市から受託や支援を得て実施する「横浜市レクリエーション指導者養成講習会」(こどもマリンスクール)「よこはまシティウォーク」については概ね10年以上の実績を重ねて市民の方々に染んできた事業です。また、本年度より多くのレク指導者に活動を支えてもらうべく「協会認定指導者」制度を導入しました。他に新規事業としてネイチャー的事業を、また国際交流事業についても継続的に実施しています。巻頭に述べた様に、協会関係者の努力で、横浜市民の多くの方々の生活に潤いを付加すべく頑張っております。

県レクだより

新春のつどい開かれる

1月30日に横浜ベイ・シエラトンアンドタワーズホテルにおいて、新春の集いが開催された。各地域協会及び各種目協会から多くの参加者があり、百四十九名をかぞえた。

鴻池会長から「21世紀に向けてのレクリエーション活動の在り方について」のあいさつがあり、開会された。民踊連盟の三番叟の踊り始めがあり、各種目協会からの出し物・かくし芸が披露された。出席者全員参加のゲームがあり、歓声・かけ声等の中であっという間に時間が過ぎて終了した。



指導者の

フォロワーアップ研修

レク・インストラクターの資格を取り、活躍中の皆さんにより多くのレク財を提供し、日頃の活動の中を生かしていただくという主旨で、研修委員会の企画のもとに、3月7日の日曜日に県民サポートセンターに於いて実施された。

今回の研修は、資格を取って三年間までの方々呼びかけ行われた。参加された方々は、県外在住からの参加を始め16名参加された。研修内容は講師の方が具体的に直ぐに利用できるゲーム・マジックなどが、今回の研修の大きな特徴であった。

参加者には、手品やクラフトのおみやげがあり、「今度、このゲームを取り入れてみよう。」「楽しかった」「次回もやってほしい・是非参加したい。」「おみやげがいっぱいで嬉しかった。」との声が多く、実りのある研修会であった。



レク・スクールの開催 (レク・インストラクター養成講座)

21世紀に向けて、生涯学習の有効性が叫ばれています。高齢化社会のニーズにも応えるべく、レク指導者を養成していただくという考えのもとに、レクリエーション・スクールを開講します。

期 間 5月22日～9月25日
会 場 県立体育センター

かながわ県民活動サポートセンター

受講料 三六〇〇円
(一単位受講も可)

申し込み・問い合わせは
県レクリエーション協会事務局へ
電話 〇四五―320―2430

地域記者を募集します

広報・情報委員会では、県内各地の情報よりきめ細かく充実させるために、地域記者を募集します。

広報・情報委員会との連携と共に編集委員会に、年二回程度出席いただき協会広報スコレの企画構成に携わって頂く予定です。

希望のある方は、左記へ問い合わせを・・・

県レクリエーション協会事務局へ
電話 〇四五―320―2430

編集後記

一年のうちで一番素晴らしい季節がきました。自然のいとなみの中で芽が吹き出し感動的な時を迎えています。自然が、世の中が動き出している。山の木々の芽も野原の草々も一段と大きくなり、自由な競争の中で成長しようとしている。

街には、真新しい洋服に身を包んだ新入社員が華やいだ笑顔であふれている。学園には、大きな制服にはち切れんばかりの希望を持った、新一年生が入学している。

草花や木々が、芽吹き大きな草木に成長すると同じように、一人ひとりの希望(自己実現)がかなうように、見守り・支援していくことが、大人の務めと考えて・・・

一年間はあっという間の出来事であると学ぶことの多かったことか、皆様に感謝しております。

(MK)



お詫び・訂正

第37号スコレの名人紹介の中で湘南地区の村田範子さんを村田節子さんと記載しました。お詫びして訂正いたします。